

平成28年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年8月29日(月)午後2時

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席委員(13名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
4番	滝田文雄	委員	5番	我妻貢	委員
7番	有賀良雄	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席委員(6名)

3番	今井直敏	委員	6番	山本繁夫	委員
8番	鈴木滋夫	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	16番	本宮勝正	委員

出席農用地利用最適化推進委員(15名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
斎藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	円谷隆男	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農用地利用最適化推進委員(4名)

邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
------	----	------	----

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 白河市農業振興地域整備計画の変更について
- 5 議案第5号 白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室主任主査	佐藤 文夫	大信分室長	菅森 利栄
東分室長	鈴木 光一	農政課長	常松 喜彦
農業政策係長	仁平 真一	農業政策係主任主査	加藤 京子

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成28年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第5条関係が8件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が10件、合わせて20件と、白河農業振興地域整備計画の変更について及び白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてをご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

足場の悪い中、それから、台風が接近しております、雨が降ったりやんだり、ちょっと風も出てきたようでございますが、そのような中、総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

台風9号、11号が通過したと思いましたが、10号については、皆さんもご承知のように南下して行って、また北上してくるというような台風でございます。東北地方に何十年ぶりの上陸とか報道されておりましたが、ぜひとも上陸しないで去っていただきたいと念じるものであります。

そんなせいか、本日、皆さん委員になられて以来、たくさんの欠席者がございますが、定数には達しておりますので、総会を始めたいと思います。

それでは、ただいまより第8回の白河市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には11番、星保雄委員、14番、矢吹幸彦委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

3番、今井直敏委員、6番、山本繁夫委員、8番、鈴木滋夫委員、12番、和田一男委員、13番、塩田一也委員、16番、本宮勝正委員、邊見芳正委員、篠宮四郎委員、高久亨委員、秋元幸一委員、以上の10名であります。

◎議案第1号

会 長 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成28年8月29日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高橋主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷宏光です。

今回の申請につきましては、去る8月21日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は若干体調がよくないということで、譲受人の息子さんと、同じ8月21日に現地でお会いしまして、申請内容について4カ所確認したところ、よく適正に管理されていることを確認いたしました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永進です。

この件につきましては、先日の8月21日、日曜日ですが、農業委員の本宮勝正さんと現地に行き確認いたしました。その際に譲渡人、譲受人の立ち会いいただきまして、申請内容について相違ないということを確認いたしましたので、皆さんの審議をよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、4ページをごらんください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により、審議するものとする。平成28年8月29日提出。会長、砂塚功。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 2番、大沼の大地区を担当する高橋でございます。

今回の申請について、去る8月23日火曜日になりますけれども、邊見芳正委員さんと現地調査を行いました。譲渡人には、8月23日、現地でお会いし、申請内容について確認しました。譲受人は、現在、茨城県に仮住まいしており、遠方であり、8月23日夜、電話で確認しました。双方とも申請内容について相違ないということでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、10ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷地区担当の橋本です。

去る8月25日に鈴木滋夫委員と譲渡人、譲受人、4名で現地で調査した結果、許可内容とも適正であることを報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、15ページをごらんください。

【その3朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第2種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る8月29日、砂塚委員さんと現地調査を行いました。譲渡人の夫、立ち会いのもと、申請内容について確認しました。また、譲渡人には、8月23日、電話した際、仕事の都合で現地での立ち会いができないとのことでしたが、双方とも申請内容について間違いのないとのことでした。今回の申請地の周辺は、住宅地や舗装された駐車場であります。許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、20ページをごらんください。

【その4朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の準工業地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われしますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきまして、8月の27日に早津和一委員と現地のほうで確認しております。譲受人、それから譲渡人に同席していただいております。この申請内容につきまして、いろいろお聞きしました。水路関係については、特にいじくらないということで落下防止、流入防止ということで進めるということでございます。大体が駐車場ということになりますが、他の農地については問題ないものと考えております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、26ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、50戸連担の第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 2番、大沼の大地区を担当する高橋です。

今回の申請について、去る8月23日、邊見芳正委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は健康上の理由により妻、譲受人と同日の8月23日、現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について相違ないとのことでした。今回の転用による農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、31ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 2番、大沼の大地区を担当する高橋でございます。

今回の申請について、去る8月23日、邊見芳正委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は、仕事の都合上、父が同日の8月23日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いがないということでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、36ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしく願いいたします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 地区担当の橋本です。

去る8月25日委員の鈴木さんと、譲渡人がちょっと仕事上都合が悪いということで、電話で許可内容を審査したところ間違いがないということで、譲受人と3人で現地を視察しました。そのとき、ちょっと畑が若干低いもんで、鈴木さんがこの水どうするんだと聞いたら、パイプをあけて、大家さんにパイプをお願いして排水をするということで納得してまいりました。そんなことで許可内容は間違いがないので、皆様の審査をよろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第5条その8を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、41ページをごらんください。

【その8朗読】

非線引き都市計画用途地域内農地の第2種住居地域に指定されていることから、立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、審議のほどよろしく願いをします。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る8月26日、砂塚委員さんと現地調査を行いました。譲渡人は足が不自由なため、奥様と譲受人立ち会いのもと、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いなしのことでした。今回の申請地の周辺は住宅地であり、住宅を建てたい東側に水田がありますが、影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) それでは、46ページをお開きください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成28年8月29日提出。会長、砂塚功。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第10号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第10号について原案のとおり承認いたします。

それでは、皆様に提案をいたします。

これから先、少し時間がかかりますので、これから10分程度、3時5分まで休憩としたいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

(午後 2時50分)

(午後 3時10分)

会 長 それでは、総会を再開いたします。

◎議案第4号

会 長 議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 51ページをごらんください。

議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法

律第12条の2第1項及び同法施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので審議するものとする。平成28年8月29日提出。会長、砂塚功。

会長 それでは、担当部局より説明をさせます。

(常松課長) 白河市農業委員会の皆様には、日ごろより市の農政事業にご支援いただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

それでは、議案第4号 白河農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、市町村の農業振興を図る農用地区域を定めるものでありまして、農業振興の各種計画を県と協議して定める公的な計画でございます。

白河農業振興地域整備計画は、昭和45年に策定後、農業情勢や社会情勢の変化を見据え、国が定めるおおむね5年を一定期間として、これまでも見直しを行ってまいりました。現在の計画は平成19年度に見直しを行いました。これは4市村の合併により、それぞれの整備計画をもとに統合したものであり、8年が経過をしております。今回の見直しでは、白河市の農地約4万筆について、課税台帳や農地台帳、地図情報との整合確認、農業委員会の判定や現地調査による現状確認により農用地区域を変更しようとするとともに、近年の農業情勢を見据え、計画見直しを行おうとするものであります。計画を変更しようとする場合は、関係法令に基づき農業委員会を初め農業協同組合や土地改良区などの関係機関の意見を聞くこととされております。本計画につきましてご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、担当係長であります仁平より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

(仁平係長) それでは、引き続きまして、私、担当係長の仁平と申します。私のほうからお手元のほうに配付をしております白河農業振興地域整備計画書素案(概要版)というふうな資料と、別紙1、除外地域一覧、別紙2、編入地域一覧、こちらのほうをご説明を申し上げます。

まず、計画書の概要版のほうをお開きいただきまして、まず、目次でございます。こちら第1から第9まで目次のほう掲げておりますが、こちらは農林水産省のガイドラインに示されている項目でございます。この項目にしたがって、おおむね10年先を見据えて、施策の方向性を明らかにするものでございます。

まず、1ページをごらんください。

1ページについては、農用地利用計画についてであります。まず、土地利用の構想につき

まして、地域の位置、自然的条件、土地利用の現況等を記述し、あわせて産業振興を勘案した上で、将来の土地利用について基本的な考え方を総括的に記述をしております。今回、市の方針としましては、土地利用の方向性について県の農業振興地域整備計画の基本方針に基づきまして、本市の農業発展を図るため自然環境の保全や防災対策に十分配慮しながら、農業以外の土地利用との秩序ある調整を図りつつ、優良農地を確保するとともに、その効率的利用に努めるという方針として掲げております。

2ページをごらんください。

こちらの農用地等利用の基本的な方針として、主な区域ごとに農用地区域を設定しようとする農用地の利用状況と将来に向けた農用地の利用方針を簡潔に記述をしております。

ページは飛ぶんですが、最後の17ページをお開きください。

今回の農用地利用計画の見直しの概要でございます。現行計画に定めている農用地区域は5,461ヘクタールでございます。現行計画と申し上げるのは、合併に伴いまして、1市3村の計画を合体した平成20年3月の面積でございます。今回の見直しによりまして、農用地区域が4,872ヘクタールとなっております。これは8月26日時点の数字となっております。昨年10月から現況調査を始めまして、現行の計画5,461ヘクタールに基づく4万筆以上の農用地について、農地台帳、固定資産を課税するための課税台帳、加えて地図情報システム等によりまして、現況を確認して照合を行ってまいりました。その結果、4,872ヘクタールとなったわけですが、その内訳に関しましては、まず編入が116ヘクタールでございます。こちらの編入一覧が別紙2になってございます。継続するものが4,756ヘクタールでございます。除外につきましては379ヘクタールでございます。これにつきましては、別紙1の除外地一覧にある所在地番が除外というふうな形になってございます。最後に錯誤とつけているものについては、こちらのほうは、この農用地計画は国の指定の認定を受けたのが昭和45年でございます。その際に農用地として地番等を定めたものの、現況調査するところによると、実際その住所地が存在していなかったりというふうなものがございまして、その錯誤と言われるものが326ヘクタールございました。結果、4,872ヘクタールの内訳につきましては、農用地が4,790ヘクタール、牧草地が27ヘクタール、農業用施設が55ヘクタールというふうな内訳になってございます。こちらが現行の計画を見直し後の、8月26日時点の農用地計画の実際の農用地区域の面積でございます。

ページ戻りまして、4ページをお開きください。

第2として、農業生産基盤の整備開発計画というふうな項目でございます。こちらにつき

ましては、この農業生産基盤の整備開発の構想について、主な地域の現況を踏まえ、その狙いや基幹的な事業の種類と事業の概要を総括的に記述をしてございます。

次に、6ページの第3 農用地等の保全計画であります。こちらにつきましては、農地の防災保全のための施設の整備、農用地等として機能が低下していくのを防止するための活動について、その現況と今後進めるべき農用地の保全、耕作放棄地の再整備について方向性を記述をしてございます。

7ページであります。

7ページは規模拡大農用地等の効率的な利用などの促進計画について記述をしております。中身につきましては、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために、農用地の規模拡大や流動化、農作業の受委託、農作業の共同化など、農業生産活動の増進のための基本的な方策について記述をしてございます。

9ページになります。

9ページにつきましては、農業近代化施設の整備計画となっております。こちらのほうは重点作物などの農業生産の考え方を含めまして、地域全体に係る農業施設の近代化につきまして、基本的な整備の方針と主な区域ごとの構想について記述をしてございます。

11ページになってございます。

こちらのほうは、農業を担うべき者の育成・確保について、施設の整備等々について定める項目になってございます。具体的には、新規就農者及びその確保のための施設の整備や農業を担うべき者の育成等のための農業技術、知識習得への支援、就農準備に必要な資金の支援、就農や経営向上に必要な各種情報提供への支援について、具体的な方策につきまして記述をしてございます。

13ページになります。

農業従事者の安定的な就業促進計画について定める項目になってございます。こちらにつきましては、他産業との連携に関する内容も含めて、就業促進のために必要な方策と農業構造の改善の関係について記述をする項目になってございます。

最後に15ページでございます。

こちらは生活環境施設の整備計画に関する記述でございます。農村農業地域において生活環境の改善を図るための方策について、3点について示してございます。

以上が国のガイドラインに示されている項目に基づき、おおむね10年先を見据えた市の施策について記述する内容でございますが、第9として、これら第2から第8までの計画にか

かわる森林の整備、その他林業の振興等の関連について基本的な考え方を16ページで記載するというふうな形になってございます。

以上が整備計画の現時点での素案、概要版についてでございますが、今後の進め方につきましては、農業委員会の皆様に加えまして、土地改良区、農協等のほうにも、これら、今回議案として掲げている内容につきましてお示しをし、意見の照会をしております。その意見照会を踏まえまして、来年3月の県の同意に向けて事務を進めるため、9月下旬から県との事前協議を行う予定となっております。その事前協議に関しては、関係機関の意見を踏まえたもので協議を進めるというふうなことになることになってございますので、今回議案第4号としてご審議をお願いし、ご同意がいただけることを前提に、9月の下旬から県との事前協議を始めたいと考えておりますので、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会 長 この案件につきましては、運営委員会で現地調査を行い検討をしておりますので、運営委員会を代表し、大戸職務代理より報告を求めます。

大戸委員 15番の大戸です。

白河農業振興整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る7月20日、運営委員会を開催し、白河市より意見を求められた白河農業整備計画の変更について現地調査を行い、その後、農政担当者からの説明を受けました。その結果、運営委員会としては、白河農業振興整備計画の変更について問題ないと判断したので報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただいま大戸職務代理より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について原案のとおり承認します。

◎議案第5号

会 長 議案第5号 白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 52ページをごらんください。

白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について。農業委員会等に関する法律第7条の規定により審議するものとする。平成28年8月29日提出。会長、砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） それでは、53ページをごらんください。

議題のとおり、平成28年度 白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について提案させていただきます。

根拠法令でございますが、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、白河市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

1つとしまして、担い手への農地利用集積の目標8ヘクタールと設定いたします。目標設定の考え方でございますが、基盤整備事業地で6ヘクタール、遊休農地解消で2ヘクタールでございます。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法でございますが、利用権設定制度を周知し、農地が集団化、連担化した条件で担い手に集積するよう支援していく。また、農地中間管理事業を使った集積にも取り組んでいく。

2としまして、新規参入の促進について。

(1) 新規参入の促進目標でございますが、5経営体でございます。目標設定の考え方でございますが、若手担い手の確保・育成は必要であることから新規参入の促進を図るものでございます。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法でございますが、市の産業部農政課及び県等の関係機関との連携を強化し、新規参入者の増進を図り、必要に応じて農地等のあわせん活動を実施するものでございます。

遊休農地の解消についてでございますが、目標を10ヘクタールといたします。目標設定の考え方でございますが、市の産業部農政課及び県の関係機関と連携を強化し、早期の解消を目指していきます。

取り組み方法でございますが、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、随時、農地パトロールを行い、必要に応じて相談・指導を行うものでございます。

以上、引き続きご審議をお願いします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ご意見ございませんか。

北野委員。

北野委員 まず、新規参入した場合の補助金というのはどのくらいあるのか。

会 長 事務局。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 新規参入関係の補助金でございます。名称で言いますと、青年就農給付金ということで準備型の条件でございますが、45歳未満で最長2年間、年150万円でございます。

次に、その後でございますが、青年就農給付金ということで、経営を開始した場合でございますが、条件が45歳未満、最長5年間で年150万円でございます。

さらに、これは補助金ではございませんが、青年等就農資金ということで、機械設備の導入に関して無利子の利子補給がございます。

最後になりますけれども、農の雇用事業ということで、最長2年間、法人に対する支援としまして年120万円、以上の補助金等がございます。

会 長 北野委員。

北野委員 はい、了解した。

会 長 そのほかございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、白河市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について、原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 それでは、総体的に皆様のほうからございませんか。

有賀委員。

有賀委員 有賀です。

今、農地の利用最適化の部分で、遊休農地の解消ということで、我が白河市農業委員会ホームページのほうに農地利用状況調査の結果をもとに遊休農地の状況を確認し、遊休農地の減少を目指しますということで、これは平成27年4月1日現在ですけれども、結果として、どのくらいの解消目標達成し、解消したのかお聞きしたいと思います。

以上です。

会 長 事務局。今すぐわかりますか。

事務局（橋本主幹兼次長兼係長） 遊休農地の減少面積でございますが、約5ヘクタールでございます。

会 長 解消面積が5ヘクタールということでございます。有賀委員、よろしいですか。

有賀委員 はい、了解しました。

会 長 その他ございませんか、総体的に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局のほうからお願いします。

事務局 長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は、平成28年度の農地利用状況調査につきまして担当の高橋より説明をいたします。

事務局 (高橋主査) それでは、農地利用状況調査について説明させていただきます。

農地法第30条により、毎年1回、農地利用状況調査を行うこととされております。それに伴い例年、9月の1ヶ月間を調査期間とし、それぞれの担当地区において、利用状況の調査をお願いいたします。

それでは、実際の調査方法について、説明させていただきます。

皆様のお手元に地番図及びファイルをお配りいたしました。

ファイルの中には、利用状況調査資料と調査日誌が入っております。ファイルの1ページをごらんください。調査分類といたしましては、緑・黄・赤で分類しております。

緑については、人力・農業用機械で草刈・耕起・整地などを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地となります。

黄色については、草刈等ではすぐに耕作はできませんが、基盤整備などを行えば農地として利用できる土地となります。

赤につきましては、森林・原野化しているなど農地に復元して利用するのが不可能と見込まれる土地となります。

また、お手元の地番図につきましては、昨年の調査結果を反映した状態で色別表示されております。

地番図に赤で表記されております、土地につきましては、すでに、農業委員会において、承認いただき、非農地と判定された土地ですので、調査から除いていただいて結構です。

今までの緑・黄色の変更及び不耕作の解消等がなされている、また、新に発生した、耕作放棄地があるかを調査願います。

次に、お手元のシールをお配りしておりますのは、調査結果で地番図にも変更のあった農地にシールを貼っていただきたいと思っております。

地番図のシールを貼る際の注意点といたしまして、枠内にシールが貼れないような小規模

の土地には、矢印を書くなど、どこの農地なのかがわかるようにしていただきたいと思います。また、シールが地番の文字にかからないようにお願いいたします。

文字の上に重なってしまいますと、地番の確認作業が必要になってしまいますので、文字の上にはシールを貼らないように重ねてお願いいたします。

つづきまして、ファイル4ページの調査日誌・総括表の記載例をご覧ください。

まず、調査日誌（総括表）でございますが、調査に行った日にち、時間を記入してください。

次に調査して前年と変更のあった農地のページ番号を記入いただきますが、こちらは地番図の右上に表示してございます番号で、1-1、1-2、A-1、A-2のように印字しておりますが、前の番号が整理番号、後の枝番がページ番号になりますので、後の枝番ページ番号を記入してください。

ファイル5ページをご覧ください。

まず変更のあった、農地ページ番号を記入いただき次に、字名と地番を記入していただきます。

次に調査結果欄ですが、前年度の結果が地番図に表示されているこれまでの結果と、今年度の結果をそれぞれ該当する色に○をつけてください。

次に備考欄の記入のしかたでございますが、3ページの地番図の記載例をご覧ください。

記載例、地番図左上ですが、昨年までの経過が黄色今年度は赤のシールが貼られて降ります脇に、番号を振っていただき、5ページの備考欄に地番図マル1と記入いただき、簡単に現況を記入いただければと思います。

変更のあった農地だけの記入になりますので、よろしくお願いいたします。

なお、詳しい耕作放棄地の区分が、6から8ページに記載されておりますので参考にしてください。

お配りしました、地番図でございますが、各地区担当委員さんに同じ地番図がっております。分担するか一緒に回るなど調整していただき、調査願います。調査の際には、名札、農業委員の帽子をかぶっていただき、出来る範囲で調査願います。

結果報告ですが、調査票に委員さんの氏名を記入し、印鑑は認め印を押していただいて、9月の総会時にバインダーに挟んだまま地番図とファイルをご提出いただければと思います。期日厳守で、9月の総会の際にお忘れなくお持ちいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。早く終わってしまったという委員さんも出てくるかと思っておりますので、その

際には事務局のほうへ提出をお願いします。

お忙しい時期で大変恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。もし、何かご不明な点がございましたら、その都度事務局のほうにお問ひ合わせいただきたいと思ひます。

以上です。

会 長 この件について、ご質問等あればお受けいたします。

高橋委員 調査日誌総括表の氏名、調査員の。これは代表して書けばいいんですか。

事務局（高橋主査） 一緒に調査いただいた委員さん、皆さんがそれぞれにお書きください。

高橋委員 わかりました。

会 長 斎藤委員。

斎藤委員 地番図ですが、担当地域じゃないところまで入っているのでしょうか。

事務局（高橋主査） 地番図上、ほかの地区まで入ってしまうところがあるんですが、こちらは担当地区の部分だけを見ていただきたいと思ひます。

会 長 よろしいですか。そのほかございませんか。

大切なものなので、不明な点等ありましたら、後日、また事務局のほうに確認をいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

会 長 ありがとうございます。それでは、調査のほうよろしくお願ひ申し上げます。

事務局長 それでは、利用状況調査では大変お世話になります。よろしくお願ひいたします。

次に、皆様方にコピーをお配りしましたが、農業委員会の情報活動の一環としまして、新たな白河市農業委員会の体制や農地法等の手續などを紹介するために白河市農業委員会だよりを発行しまして、今週以降、市内全戸に配布する予定になっております。皆様方には白黒のコピーをお配りしておりますが、全戸に配布する広報紙は鮮明な2色刷りとなります。

なお、市民の方から相談があった際は、対応方よろしくお願ひいたします。

次に、今後の行事予定について申し上げます。

まず、10月31日月曜日、第10回の総会終了後、市役所で市議会の市民産業常任委員会と農業委員会の意見交換会を開催する予定でございます。これは市議会の市民産業常任委員会からの要請によりまして開催するもので、今回は農業委員会からは農業委員の皆様への参加をお願ひしたいと考えております。また、その意見交換会終了後は、会場を移しまして懇親会を予定しています。なお、今後詳細な日程が決まりましたら、改めて開催通知を農業委員の皆様にお送りしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、11月8日火曜日に福島市のパルセいいざかで福島県下農業委員及び推進委員大会が開催されます。なお、大会終了後は懇親会を予定しておりますので、後日、日程等が決まりましたら、農業委員の皆様並びに推進委員の皆様に案内通知をお送りしますので、多数の参加をお願いいたします。

最後に、次回の総会につきましては、9月30日金曜日午後2時から、場所につきましては市役所の5階正庁で開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ございませんか。皆様のほうからなければ、以上で本日の総会を終了いたします。

再度お願い申し上げますが、農地の利用状況調査について、9月の総会までに調査を終了されますようお願いを申し上げます。何度も申し上げますが、不明な点、やっぴてわからない、どうしたらいいという点が出ましたら、ぜひ事務局のほうに問い合わせを入れていただきたいと思います。

以上です。

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成28年第8回白河市農業委員会総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時50分)
